



第37回 相続税の納税資金が不足のとき

Q

父が交通事故で亡くなりました。相続人は母と私の二人で、約5億円ほどの相続財産の大半が不動産のため、相続税を納めるにはこれら売るしかありません。突然のことなので申告(納付)期限までに納税資金が準備できるか心配ですが、どうしたらよいのでしょうか。

A

今月は相続税の納付に関するご質問ですね。国税は原則として金銭で納付期限までに一括で納付することになっており、相続税の場合は相続の開始を知った日から10か月以内に申告と納税をすることになっています。

また、相続税は相続又は遺贈(以下「相続等」といいます。)により取得した財産から納税することを予定していますが、ご質問のように相続等により取得した財産の大半が不動産であるなどのために、期限までに一括で納付することが困難な場合があります。

このような場合の救済措置として、年賦払いにより納付する延納制度や延納によっても金銭での納付が困難な場合に相続等により取得した財産で納付する物納制度があります。

※延納制度は贈与税にもあります。

延納制度

はじめに、延納制度についてご説明します。

1. 延納の要件

延納は、期限内申告、期限後申告、修正申告及び更正・決定により納付すべき相続税について、次の要件をすべて満たす場合に許可されます。

- (1)相続税額が10万円を超えていること
- (2)金銭納付を困難とする事由があり、かつ、納付困難な金額の範囲内であること

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

(3)「延納申請書」等を期限までに提出すること

納付期限までに「延納申請書」及び「担保提供関係書類」を税務署に提出します。

なお、期限までに担保提供関係書類の提出ができない場合は、「担保提供関係書類提出期限延長届出書」を提出することにより書類の提出を最長6か月間延長することができます。

(4)担保を「担保提供関係書類」とともに提供すること

延納税額(延納期間中の利子税額を含みます。)に相当する担保を提供しますが、延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下の場合を除きます。

2. 延納期間

延納は、原則として5年間の元金均等年賦ですが、相続等により取得した財産に不動産等の占める割合により最長20年まで認められます。

3. 担保の種類

延納の担保として提供できる財産の種類は次のものに限られますが、相続等により取得した財産以外でも差し支えありません。

- (1)国債及び地方債
- (2)社債(特別の法律により設立された法人が発行する債権を含みます。)その他の有価証券で税務署長が确实と認めるもの
- (3)土地
- (4)建物等で保険に附したもの
- (5)鉄道財団、工場財団等
- (6)税務署長が确实と認める保証人の保証等

4. 延納の許可・却下

延納申請書を提出すると、延納申請の期限から3カ月以内に許可または却下されます。

なお、担保の状況によっては許可・却下までの期間が最長6カ月まで延長されます。

物納制度

次に物納制度についてご説明します。

1. 物納の要件

物納は、次の要件をすべて満たす場合に許可されます。

(1)延納によっても金銭納付を困難とする事由があり、かつ、納付困難な金額の範囲内であること

(2)「物納申請書」等を期限までに提出すること

納付期限までに「物納申請書」及び「物納関係手続書類」を税務署に提出します。

なお、期限までに物納関係手続書類が提出できない場合は、「物納手続書類提出期限延長届出書」を提出することにより最長1年間書類の提出を延長することができます。

(3)物納申請財産が定められた種類の財産であり、定められた順位によっていること

物納に充てることができる財産は、その納付すべきこととなった相続税額の課税価格の計算の基礎となった財産等で日本国内にある次のものに限られます。

第一順位 不動産、船舶、国債・地方債証券、上場株式等（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除きます。）

第二順位 非上場株式等

第三順位 動産

(4)物納申請財産が管理または処分するのに不適格な財産でないこと

抵当権が設定された土地や境界線が不明確な土地等は、不適格財産となります。

※地上権等が設定されている土地等の物納劣後財産は、他に物納に適当な財産がない場合に限られます。

2. 物納の許可・却下

物納申請書を提出した場合は、物納申請期限から3月以内に許可又は却下されます。申請した財産の

納付方法

原則：金銭納付

期限内に金銭で全額を納付することが困難な場合
一定の年数の年賦による分割納付を行うことができるかを算定してください。

特例：延納による金銭納付

延納によっても金銭で納付することが困難な場合

例外：物納

状況によっては、許可又は却下までの期間が最長9か月まで延長される場合があります。

3. 収納価額

物納財産の収納価額は、原則として相続税の課税価格の計算の基礎となったその財産の価額（相続税の評価額）によることになります。

したがって、小規模宅地等について相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた相続財産を物納する場合の収納価額は、特例適用後の価額になります。

4. 特定物納制度（延納から物納への変更）

延納許可を受けた相続税額について、その後に延納条件を履行することが困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、分納期限が未到来の税額部分について、延納から物納への変更ができます。

なお、特定物納に係る財産の収納価額は、特定物納申請時の価額となります。

ご質問の場合

納税資金の手当てとしては①銀行等から借りる、②不動産を譲渡する、③延納申請するなどいくつか方法が考えられます。相続で取得した不動産の状況や、相続人の固有財産や収入金額などにより、何が最もいい方法かは違うと思います。

延納をする場合は申告期限までに手続きをしなくてはなりません。申告書の作成に併せて準備をなさってください。

また、相続等により取得した財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡して納税する場合には、その財産に係る相続税を譲渡所得の計算において取得費に加算できる特例があります。